



## 顧問及び相談役について

### Question



私どもの組合では、本年5月に開催された通常総会で、設立以来長年組合の発展に貢献してきた代表理事である理事長が、自社の役員を退任するとの理由により、当組合の理事としての職務も退くこととなりました。理事会では、その功績をたたえとともに、組合の役員ではないにしても、組合が必要とするときは、何時でも助言を求めることのできる地位に就いていただきたいと考えております。

中小企業等協同組合法では「顧問」を置くことができとなっておりますが、前理事長を顧問に委嘱することは可能ですか。また、相談役を設けたいと考えておりますが、両者の違いについても教えてください。

### Answer

長年、組合の業務執行に携わっていた者が、組合の役員たる地位を外れたからといって、その後、組合が豊富な経験、知識等を活かした助言等を求めることができないうことはありませんが、いつでも遠慮なく助言等を求めるためには、何らかの役職に委嘱しておくことも得策であると考えられます。中小企業等協同組合法第43条では、「組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することはできない。」と顧問の規定を設けていますが、顧問以外には業務執行等について助言を求めることのできる役職の規定はありません。

この他に、任意に相談役という名称の役職が置かれていることがあります。これは、法律に規定されてはませんが、必要に応

じて設けることは差し支えないものと考えます。

顧問、相談役をどのように区別するかについては、明確な基準はありませんが、顧問とは組合員以外の者であって、しかも組合事業遂行上、高い視点からの助言をなし得る者、相談役とは長年組合及び当該業界にあって、中心的役割を果たしてきた者であり、組合の運営及び当該業界の問題について豊富な知識と経験に基づいた適切な助言をなし得る者と考えます。

これらのことを勘案しますと、貴組合の前理事長は、顧問よりもむしろ相談役に委嘱することの方がよろしいのではないかと考えます。

なお、顧問、相談役の役職を設ける場合には、それぞれに委嘱規程を設けるなどして、それぞれの委嘱の期間等の基準を明確にしておくべきです。